



2015年1月5日(月)～12月30日(水)

# お買付キャンペーン

高木証券で



お買付キャンペーン



期間中、NISA口座で50万円以上お買い付けいただくと

抽選で

1,000名様に  
10,000円を

MRF口座へ



【キャンペーン期間】

2015年1月5日(月)～12月30日(水)

対象  
商品

**国内上場株式 および 公募株式投資信託** が対象となります。

・特定口座、一般口座でのお買付けは対象外となります。

対象  
期間

**2015年1月5日(月)～12月30日(水) 受渡日**が対象となります。

・公募株式投資信託は、お申込みから受渡日までの期間が銘柄毎に異なりますのでご注意ください。

・当選者の発表は、2016年2月中旬にご本人様あてご通知いたします。(プレゼントは2016年2月末に実施します)

制度  
改正

・2015年よりNISA口座を開設する金融機関の選択が毎年可能となります。

・2014年まではNISA口座を廃止すると、最長4年間新たに口座開設が出来ませんでした。2015年よりNISA口座の再開設が可能となります。ただし、金融機関の選択や再開設しようとする年分の非課税管理勘定で既に投資信託等を購入していた場合、当概年分については再開設することは出来ません。

留意  
事項

・対象期間中に合計50万円以上(約定金額ベース)お買い付けのお客様が対象となります。なお、当社役員等およびその家族は対象外とさせていただきます。

・当キャンペーンは対象期間のみに適用されます。(対象期間以外への繰越等は出来ません。)

・特典のお届け手続き時に当社でMRF口座が開設されていることが条件となります。

・特典のお届け手続き時に口座廃止(相続手続きを含む)の手続きをされている場合は、サービスの対象外となります。

・現金プレゼント金額は雑所得となります。お客さまによっては確定申告が必要となる場合がございます。詳細は所轄税務署等にご相談ください。

## NISA(少額投資非課税制度)のご注意事項

少額投資非課税口座(以下「NISA口座」といいます。)=金融機関(他の証券会社や銀行等)を変更\*する場合は、全ての金融機関を通じ、同一年中はお客様一人につき一つの口座のみ開設することができます。

\*2015年1月1日以降は、同一期間中(第1期は2014年1月1日～2017年12月31日)であっても1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更することが可能となります。ただし、すでにNISA口座内で購入している年分については、同一年中の金融機関の変更等はできません。

当社においてNISA口座で購入できる商品は、国内金融商品取引所に上場している株式、ETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)、および当社でお取り扱いしている国内公募株式投資信託となります。NISA口座では、上場株式や株式投資信託等の配当金や分配金、譲渡益等は非課税となる一方で、これらの譲渡損失はないものとされます。したがって、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当金や分配金、譲渡所得との損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。また、東証上場外国株をNISA口座でお買付けの場合、譲渡所得は非課税の対象となりますが、配当金については非課税の対象とはなりません。株式投資信託の分配金には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)があります。普通分配金は投資信託の元本の運用により生じた収益から支払われる利益であり、NISA口座では非課税となります。一方、元本払戻金(特別分配金)は「投資した元本の一部払い戻し」にあたるため、そもそも課税の対象ではありません。元本払戻金(特別分配金)が支払われても非課税として再利用はできません。NISA口座の利用限度額(非課税枠)は一人年間100万円とされており、利用額は買付代金で計算されますが、NISA口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税となる投資枠の残額を翌年に繰り越すことはできません。上場株式の配当金やETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)の分配金は非課税となりますが、そのためには証券会社で配当金や分配金を受領する「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。

創業明治6年 これからも お客様とともに 高木証券株式会社

商号等: 高木証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 加入協会: 日本証券業協会 高木証券ホームページ: <http://www.takagi-sec.co.jp/>